

利用料金(入所施設利用の場合)

お支払いいただく利用料は次の通りです。

(1) 介護給付費支給対象サービス利用料金

介護給付費支給対象サービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣が定める額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理請求する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

主なサービス利用単位(料金)は、次のとおりです。

★介護給付費支給対象サービス(施設入所支援) 利用単位(1回あたり) * 公共施設利用単価

障害支援区分	2	3	4	5	6
サービス利用料金	169単位	233単位	309単位	384単位	455単位
夜勤職員配置体制加算	60単位				
栄養マネジメント加算	12単位				
施設入所処遇改善加算	1ヶ月総合計単位数×5%(端数四捨五入)				

※ 各障害支援区分に応じた利用料金に加算を加えた料金となります。

※ 外泊をされた場合は、1日あたり309単位の加算(入院外泊加算Ⅰ)がかかります。また、連続して8日以上休まれた場合には9日目～82日まで184単位の加算(入院外泊加算Ⅱ)がかかります。

※ この表は、主なサービスについて記載しております。その他介護給付費として算定できる基準を満たしている場合は、算定いたします。

※ 利用料金は1単位あたり10.2円で月総合計単位数×10.2円(端数切捨て)となります。

★介護給付費支給対象サービス(生活介護) 利用単位(1回あたり) * 公共施設利用単価

障害支援区分	2	3	4	5	6
サービス利用料金	461単位	504単位	570単位	819単位	1104単位
福祉専門職員配置加算Ⅰ	15単位				
人員配置体制加算(Ⅱ)	136単位				
生介欠席時対応加算	94単位				
生介食事提供体制加算	30単位				
生介初期加算	30単位				
生介障害者支援施設処遇改善加算	1ヶ月総合計単位数×5%(端数四捨五入)				

※ この表は、主なサービスについて記載しております。その他介護給付費として算定できる基準を満たしている場合は、算定いたします。

※ 利用料金は1単位あたり10.18円で月総合計単位数×10.18円(端数切捨て)となります。

(2) 介護給付費外利用料金

以下のサービスについては別途利用料金をいただきます。

食費にかかる自己負担額	1,570円	日額(内訳:朝370円 昼夕各600円) ※日額単位での請求となります。
水光熱費にかかる自己負担額	6,000円	一月につき

利用料金(通所利用の場合)

お支払いいただく利用料は次のとおりです。

(1) 介護給付費支給対象サービス利用料金

介護給付費支給対象サービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣が定める額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といえます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

主なサービス利用単位(料金)は、次のとおりです。

介護給付費支給対象サービス(生活介護) 利用単位(1回あたり) * 公共施設利用単価

障害支援区分	2	3	4	5	6
サービス利用料金	461単位	504単位	570単位	819単位	1104単位
福祉専門職員配置加算 I			15単位		
常勤看護師配置加算			11単位		
人員配置体制加算(Ⅱ)			136単位		
生介欠席時対応加算			94単位		
生介食事提供体制加算			30単位		
生介初期加算			30単位		
生介障害者支援施設処遇改善加算	1ヶ月総合計単位数×5%(端数四捨五入)				

※ この表は、主なサービスについて記載しております。その他介護給付費として算定できる基準を満たしている場合は、算定いたします。

※ 利用料金は1単位あたり10.18円で月総合計単位数×10.18円(端数切捨て)となります。

※ 各障害支援区分に応じた利用料金に加算を加えた料金となります。

※ 人員配置体制加算、福祉専門職員配置加算については、基準を満たしているので算定していません。

(2) 介護給付費外利用料金

以下のサービスについては別途利用料金をいただきます。

食費にかかる自己負担額	600円	※日額単位での請求となります。
-------------	------	-----------------

利用料金(短期入所利用の場合)

お支払いいただく利用料は次の通りです。

(1) 介護給付費支給対象サービス利用料金

介護給付費支給対象サービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣が定める額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業所にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といえます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

主なサービス利用単位(料金)は、次のとおりです。

★介護給付費支給対象サービス利用料金 利用単位(1回あたり) 18歳以上

障害支援区分	1・2	3	4	5	6
サービス費(Ⅰ)	494単位	565単位	629単位	761単位	896単位
サービス費(Ⅱ)	167単位	233単位	308単位	512単位	584単位
短期利用加算			30単位		
栄養士配置加算(Ⅰ)			22単位		
食事提供体制加算			48単位		
短期処遇改善加算	1ヶ月総合計単位数×5%(端数四捨五入)				

★介護給付費支給対象サービス利用料金 利用単位(1回あたり) 18歳未満

障害支援区分	1	2	3
サービス費(Ⅲ)	494単位	597単位	761単位
サービス費(Ⅳ)	167単位	270単位	512単位
短期利用加算		30単位	
栄養士配置加算(Ⅰ)		22単位	
食事提供体制加算		48単位	
短期処遇改善加算	1ヶ月総合計単位数×5%(端数四捨五入)		

※ 各障害支援区分に応じた利用料金に加算を加えた料金となります。

※ 栄養士配置加算、食事提供体制加算については、基準を満たしているので算定していません。

※ 利用料金は1単位あたり10.18円で月総合計単位数×10.18円(端数切捨て)となります。

(2) 介護給付費外利用料金

以下のサービスについては別途利用料金をいただきます。

食費にかかる自己負担額	1,570円	日額(内訳:朝370円 昼夕各600円) ※日額単位での請求となります。
水光熱費にかかる自己負担額	200円	一日につき

※日中一時支援の費用については、施設に直接お問い合わせください。

※相談支援事業、療育等支援事業については、費用はかかりません。